

# 経済産業省

平成 23・04・20 中第 1 号

平成 23 年 4 月 22 日

都道府県下請企業振興協会 理事長 殿

経済産業大臣

「東日本大震災」により影響を受けている下請中小企業等に対する取引あっせんについて

下請中小企業の振興について、平素より格段の御配慮を頂き、御礼申し上げます。

今般の「東日本大震災」は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に、極めて甚大な被害をもたらしました。

被災地の社会生活や経済活動の速やかな復興を図り、この災害が我が国経済に与える悪影響を最小限のものとするためにも、被災中小企業の円滑な再建を支援することが重要です。

政府におきましては、激甚災害の指定を行い、被害を受けた中小企業のみならず、被害を受けた事業者と取引関係を有する中小企業も対象とした、災害復旧貸付等の金融支援を始め、種々の中小企業支援対策を講じているところです。

今回の災害は、直接被害を受けた中小企業だけではなく、被災地で被害にあった親事業者と取引のある下請中小企業等、多くの中小企業の事業活動に多大な影響を与えています。実際にも、設備が復旧したにもかかわらず、これまでの取引先から発注が受けられないといった中小企業からの相談が寄せられているところです。

つきましては、今回の災害の影響により、事業活動に支障が生じている中小企業に対して、優先的に取引あっせんを行うとともに、特に被災地域の中小企業に対しては、貴協会の一層の御支援をお願いいたします。

また、被災中小企業が事業を再開するに当たり、一時的に取引停止を余儀なくされた従来の親事業者との取引を円滑に再開し、継続できるよう、別添のとおり、親事業者代表取締役あて配慮を求めているところです。貴協会においても、別添の要請内容の周知に加え、被災地域の都道府県下請企業協会から提供される被災中小企業の操業状況等の情報の周知に御協力いただく等の御配慮をお願いいたします。

(別添)『「東日本大震災」により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について』

(親事業者向け要請文書)